平成２５年（フ）第７９号
福岡県柳川市三橋町下百町24―１―503、住民票上の住所福岡県柳川市三橋町磯鳥１番地７
破産者　新谷　末義
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
北海道士別市朝日町中央4035番地
破産者　大岡　忠幸
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５０号
北海道枝幸郡枝幸町歌登東町399番地４
破産者　遠山　　修
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６１号
北海道旭川市豊岡９条５丁目５番４号　ハピネスビレッジ豊岡105
破産者　笹森　隆明
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７３号
北海道旭川市６条西２丁目１番６号
破産者　粟野　嘉文
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７４号
北海道旭川市６条西２丁目１番６号
破産者　粟野世津子
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５号
宮城県栗原市築館薬師４丁目９番12号、従前の住所宮城県栗原市若柳字川北堤下54番地１
破産者　柳澤　隆夫
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
宮城県大崎市鳴子温泉字石ノ梅71番地１
破産者　北浦　　巧
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
宮城県大崎市鳴子温泉字石ノ梅71番地１
破産者　北浦　芳子
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
宮城県遠田郡美里町字峯山８番地158　県営峯山住宅441号
破産者　千葉　和幸
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
宮城県栗原市志波姫荒町南53番地
破産者　照井　弘美
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
山形市七日町４丁目15番38号
破産者　安達　茂樹
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２９号
福島県郡山市安積町日出山字大洲河原45番地リリースハイツ105号、前住所茨城県古河市諸川932番地１　白鳥ハイツＡ―201
破産者　大阿久　雄
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
群馬県太田市石原町253番地１　メゾン・ブランシェ・太田302号、前住所群馬県太田市小舞木町296番地　エルムコバヤシ501号
破産者　岡崎　深雪
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１６８０号
横浜市港北区日吉本町５丁目19番10号
破産者　酒井　一也
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０７１号
横浜市都筑区荏田南４丁目12番17号
破産者　嘉村ひとみ
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２２９号
神奈川県藤沢市大庭5098番地の６
破産者　豊島　誠次
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０７号
長野県安曇野市穂高5023番地42　ハイツ伊藤201、前住所長野県松本市大手４丁目10番２号　アーベイン朝倉401、前々住所長野県東筑摩郡朝日村大字古見3758番地47
破産者　茅野　準一
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４２３号
静岡県浜松市浜北区横須賀1259番地の１　Ｊハイツ201
破産者　安間　　亘
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係